

企画提案書作成要領

企画提案書はA4サイズ、左綴じ、片面30枚以内とするとともに、必要に応じて補足資料を提出してください。

1. 近年の地域中小企業を取り巻く状況について

- ・地域中小企業の中国上海市場での現地販売網を確保するに当たって、地域の中小企業を取り巻く経済状況や、課題等に関する認識を記載してください。

2. 事業実施方法

- ・以下の項目について、具体的に記載してください。
- ・それぞれの項目について、具体的な数値目標やそれを達成するためのノウハウなどを記載してください。
- ・必要に応じて、表及び図等を用いても構いません。

項 目

1. テストマーケティングの実施

- (1) 実施地域およびその選定理由
- (2) 実施地域における事前マーケティングの実施方法
- (3) 参加事業者の募集および選定方法
- (4) 製品搬送、会場設営・撤収等の運営管理方法
- (5) テストマーケティング実施に係るプロモーション方法
- (6) テストマーケティングにおける製品等への各種意見の収集・分析方法
- (7) テストマーケティング終了後の参加事業者に対する分析結果のフィードバック方法
- (8) その他

2. 展示商談会の実施

- (1) 実施地域およびその選定理由
- (2) 実施地域における事前マーケティングの実施方法
- (3) 参加事業者の募集および選定方法
- (4) 製品搬送、会場設営・撤収等の運営管理方法
- (5) 展示商談会実施に係るプロモーション方法
- (6) バイヤー等とのマッチングおよび商談サポートの方法
- (7) バイヤー等からの製品等に対する各種意見の収集・分析方法
- (8) 展示商談会終了後のフォローアップ、成果の検証の方法

(9) その他

3. テストマーケティング、展示商談会に参加する事業者へのサポート

- (1) 海外進出にあたって必要な基礎情報の提供方法
- (2) 事前マーケティングを踏まえた販売戦略・PR戦略のコンサルティング方法
- (3) テストマーケティングや展示商談会の出展後の事業者へのフォローアップ
- (4) その他

4. 中国市場における流通ルート開拓・整備のための調査実施方法

5. その他

3. 事業実施体制（必要となる人材の確保状況、予定者を含む）

- ・プロジェクト推進事務局に在駐して、事業遂行を実施することができる事務局職員の氏名、所属等を記載するとともに、想定される全業務量をそれぞれ記載してください。
- ・必要に応じて欄を増やしてください。

4. 事業実施スケジュール

- ・テストマーケティング、展示商談会等の実施予定を記載してください。
- ・様式のスケジュール表は参考例であり、分かりやすい表に修正することも可能とします。
- ・スケジュール上の検討項目は、例示であり、想定される事業内容を追加・修正することも可能とします。

5. プロジェクト推進事務局の設置場所

- ・全国事務局の設置場所をすでに確保している場合は、住所を記載してください。
- ・また、予定の場合は、（予定）と明記してください。

6. 事業推進体制

- ・本事業を実施するための運営体制、管理体制について記載してください。
- ・また、流通事業者やバイヤー等の多様な関係者との調整・協力体制を機動的に展開できる事業推進体制について必ず記載してください。（外部経営資源の効果的な活用方法及び中小企業の海外展開を支援する関係機関等との連携・協力方法についても可能な限り具体的に記載してください。）
- ・なお、適宜、図を用いて明確に記載することも可能とします。

7. 過去3年間の同種又は類似事業実績

- ・該当事業が3件以上ある場合は、代表的な案件を3件記入してください。

- ・本企画提案書提出日から過去３年以内に受託した事業に限ります。
- ・発注を受けることなく、自社事業として事業を行っていた場合は、発注者欄には、「自主事業」と記入してください。

8. 見積書

- ・円単位で記載してください。
- ・積算について、書ききれない場合は、別紙とすることも可能とします。
- ・採択された場合、契約時に積算根拠（人件費、事業費、外注費用、一般管理費等の単価の積算根拠）を示してください。
- ・対象費用は以下のとおりです。

I. 人件費

II. 全体運営費

1. 旅費交通費
2. その他経費（会議費、資料費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費等）

III. 個別事業費

1. テストマーケティング・展示商談会実施経費（会場借料、輸送費、会場設営費、運営費、広報費、調査費、セミナー開催費等）
2. 流通ルート開拓調査費（委員会等開催費、調査集計費等）

IV. 一般管理費

I＋II（外注費は除く。）の１０パーセント以内とする。

V. 消費税及び地方消費税

I～IVは、消費税及び地方消費税を除いた額で算出し、その合計額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を記入すること。